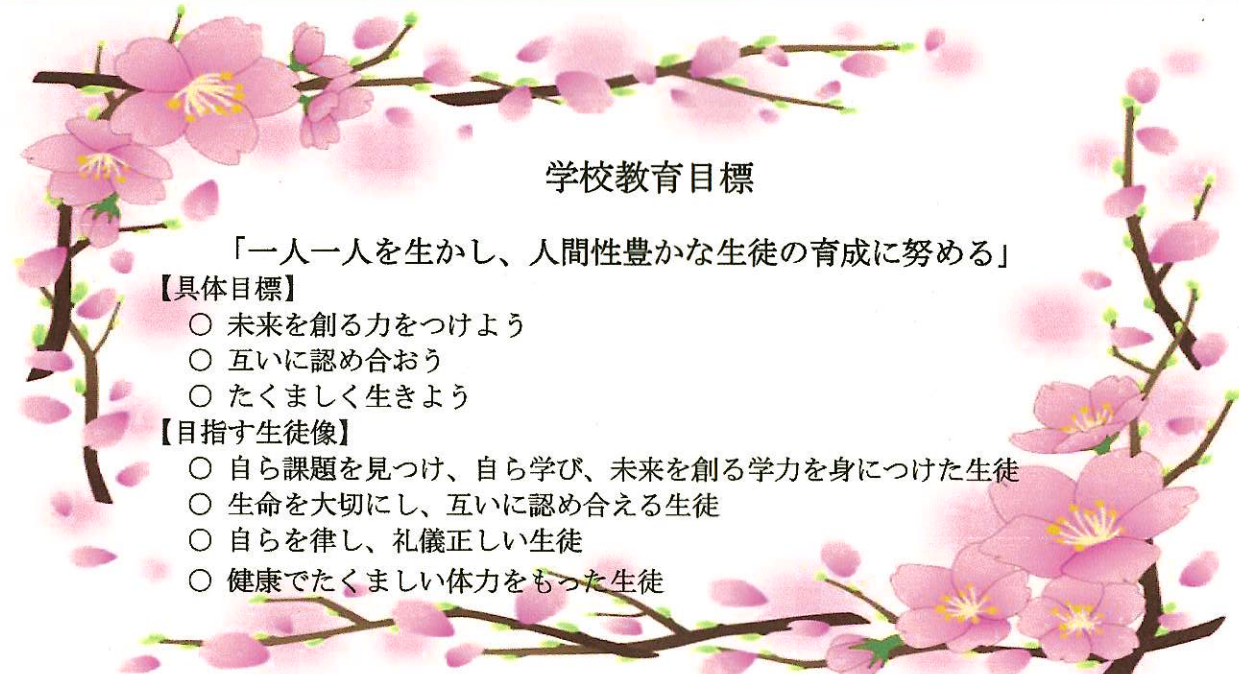




## 学校教育目標

「一人一人を生かし、人間性豊かな生徒の育成に努める」

### 【具体目標】

- 未来を創る力をつけよう
- 互いに認め合おう
- たくましく生きよう

### 【目指す生徒像】

- 自ら課題を見つけ、自ら学び、未来を創る学力を身につけた生徒
- 生命を大切にし、互いに認め合える生徒
- 自らを律し、礼儀正しい生徒
- 健康でたくましい体力をもった生徒

## 新年度のスタートにあたり

校長 野上 浩資

この度着任しました校長の野上 浩資と申します。これまでの本校の伝統を継承し、新たな歴史を築いていけるよう尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

さて、4月9日の入学式で新入生117名を迎え、飯山満中学校の全生徒318名、教職員37名で新年度がスタートしました。式辞の中では、「自分自身を大切にすること」「自分以外の他者も大切にすること」の2つについて話をしました。前者は、自らを成長させ未来を切り拓くための原動力であり、後者は、他者との協同に欠くことのできない礎であるため、どちらも、これからの中学校生活で大きく育んでほしいと考えています。

また、前日の始業式では、2・3年生に「希望を持って登校し、満足して下校できる」学校にしていきたいということと「主体性」「互いに認め合う」ことについて話をしました。2年生は中堅学年としての、3年生は最高学年としてのこれからの活躍を、とても楽しみにしています。

それぞれの立場は違いますが、全校生徒一人一人が、新年度の新鮮な気持ちを大切にして、自己の研鑽に励みながら、充実した毎日を過ごしてほしいと心から願っています。

今年度も、学校教育目標の「一人一人を生かし 人間性豊かな生徒の育成」の下、具体目標である「・未来を創る力をつけよう ・互いに認め合おう ・たくましく生きよう」を具現できるよう、教職員一同、心一つにして、生徒たちと真摯に向き合い努力してまいります。今年度も保護者、地域の皆様のご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

## 【令和6年度 第42回 船橋市立飯山満中学校 入学式】

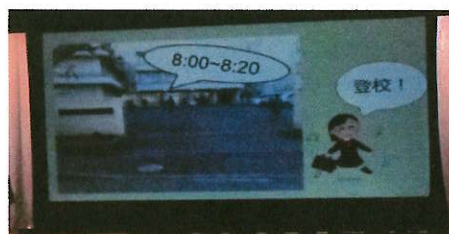
4月9日（火）に第42回入学式が挙行され、飯山満中学校に117名の新入生が入学しました。荒天の中でしたが、新入生の元気な呼名が体育館に響き、式中の態度は素晴らしく、晴れやかな式となりました。これから始まる、中学校生活への期待と意欲がうかがえました。式では、生徒会議長が在校生代表「歓迎の言葉」を、新入生の代表生徒が「新入生誓いの言葉」を堂々と発表しました。



## 【新入生歓迎会】

4月11日（木）に新入生歓迎会が行われました。生徒会本部役員、専門委員会委員長、部活動部長がそれぞれ中学校生活について、スライドなどを使ってわかりやすく紹介しました。

1年生は今後、仮入部（～4/26）の後、活動する部を決定します。



## 【挨拶運動】

4月11日（木）～15日（月）の3日間、市民の会やPTAの皆様による、挨拶運動が行われました。朝から元気に挨拶する生徒が多くみられました。今後も継続して、気持ちの良い挨拶ができるようにしていきたいと思います。



## 【令和6年度学校運営協議会委員について】

千葉県教育委員会から、全公立学校への導入という方針により、飯山満中学校は、昨年度より設置することになりました。別称、「コミュニティー・スクール」と呼ばれる協議会を通して、今まで以上に組織的かつ継続的に地域と連携・協働できる体制を構築し、児童生徒の健全育成につなげることを目的としています。今後も、地域とともに学校づくりを目指しますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

○令和6年度 学校運営協議会委員の紹介 ※以下、敬称略

笹川 明美 (会長)

武井 葉子 (副会長)

的場 美保 (コーディネーター)

押野 あやこ

佐藤 芳枝

【教育委員会からのお知らせ】

「合理的配慮の提供について」

1 障害者差別解消法とは

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これにより、平成28年4月1日から、公立学校では、障害者に対して、障害を理由とする差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となります。

2 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に勉強や学校生活を送ることができるように、次の3つがあげられます。

- ①学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ②障害のある子ども一人一人に応じて、個別に必要とされるもの
- ③実施できる人がいること、また金銭的に提供が難しいもの

3 学校における合理的配慮例

（1）肢体不自由のAさん

【状態】両足にまひがあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。

○教室を1階に配置。

○車いすの目線に合わせた掲示物等の配置。

○車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消。

（2）聴覚過敏があるBさん

【状態】大きな音が苦手で、イヤーマフや耳栓等で調節している。

○運動会はピストルではなく、ホイッスルを使用する。



#### 4 合理的配慮提供までの流れ



- ①障害者差別解消法においては、合理的配慮の提供について、本人や保護者から申出（意思の表明）を行います。
- ②「過度の負担かどうか」「実施可能かどうか」を学校等が、代わりの案はないかどうかも含めて、一人一人について考えます。
- ③合理的配慮の決定については、本人・保護者と話し合いながら行います。
- ④決定された合理的配慮については、個別の教育支援計画に記入します。また、個別の指導計画にも活用していきます。さらに、進学するときには、次の学校に引継ぎます。
- ⑤校内委員会等で定期的に評価し、再度、本人・保護者と話し合いながらよりよいものに修正していきます。

#### 「就学援助制度について」

「就学援助制度」は、経済的理由により学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。就学援助の認定者は校外活動費等の補助や給食費の免除が受けられます（但し、学校徴収金は納付が必要です）。申請を希望する方は、学校・教育委員会学務課・船橋駅前総合窓口センターにある「令和6年度就学援助 申請書 兼 同意書」（市ホームページからもダウンロード可能）に必要事項を記入し必要書類を添付して、学校へ提出してください。解雇や疾病等による失業等により世帯の収入が著しく減少している場合は令和6年の収入での審査が可能な場合がありますので、教育委員会学務課までお問い合わせください。

問合せ先：

就学援助制度について 学務課 047-436-2852

学校給食費について 保健体育課 047-436-2418

※船橋市外から通学されている方は、住所地の教育委員会就学援助担当課へお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

船橋市教育委員会 学校教育部 学務課 就学助成係（担当：伊藤・永野・小崎）

電話 047-436-2852